

インドネシアにおける2026年施行の 最新特許出願規則の完全ガイド



GIP Indonesia 代表
インドネシア弁護士

Emirsyah Dinar (エミルシャ・ディナール)

インドネシア共和国政府は2026年2月、特許出願に関する2026年法務省規則第6号（以下「本規則」という）により、知的財産総局（DGIP）における特許出願の手続面の規則を刷新した。この新たな規則は、インドネシアの特許行政における重要な進展を示すものであり、知的財産制度の効率性、透明性および法的確実性を高めるためのインドネシア政府による継続的な取り組みを反映している。本規則は、特許に関する2016年法律第13号の第三次改正に関する2024年法律第65号に基づく特許法の改正を実施するための規制枠組みとして機能する。

本規則は、インドネシアにおいて特許ポートフォリオを管理する特許出願人および実務家に実務的観点から影響する、手続上のいくつかの改善点および明確化を導入している。特に、出願手続、添付書類、およびDGIPにおける行政手続を含む、特許出願手続のいくつかの側面に影響がある。インドネシアが技術投資およびイノベーション主導の経済活動をますます惹きつけ続ける中で、これらの規制動向を理解することは、この法域において効果的かつ迅速な特許保護を求める出願人にとって不可欠となる。

以下、当該規則を詳述する。

1. 出願のための最小限の情報および文書要件

本規則第2条は、特許出願の際に提出が必要な最小限の情報を規定している。これらの要件には、以下のものが含まれる。

- a. 出願の年月日
- b. 発明者の氏名、完全な住所、および国籍
- c. 出願人が法人でない場合、出願人の氏名、完全な住所及び国籍；
- d. 出願人が法人である場合、出願人の名称及び完全な住所；
- e. 代理人を通じて出願がなされる場合、代理人の氏名及び完全な住所；
- f. 発明の名称；